

～事業者の皆様へ～

**『労働安全衛生法に基づく各種報告、申請書等については、  
一定のものを除き副本の添付は任意です』**

平素から安全衛生行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
ます。

安全衛生関係の提出書類（部数）については、労働安全衛生規則第99条  
で規定している許可、認定、検査、検定等の申請書を除き、副本の添付は  
**任意**です（健康診断結果報告、労働者死傷病報告、各管理者・産業医の選  
任報告などの報告や届出については、副本のご提出は任意です。）。

そのため、受付印が押印された副本を希望されない場合、副本のご提出  
は不要です。

特に、郵送等での個人情報を含む書類のやりとりは、個人情報や企業機  
密情報の適正な取り扱いの観点から必要最小限とすることが望ましいため、  
受領印が押印された副本が不要の場合は、その郵送は控えていただきます  
ようお願い申し上げます。

なお、受付印が押印された副本の返送を希望される場合は、引き続き、  
これらの返送サービスは行いますので、これまでと同様、報告書・届出等  
の写し及び必要額の切手を貼り住所を記載した返信用封筒を添付してくだ  
さい。

ご不明な点は、下記の秋田労働局又は最寄りの労働基準監督署までお問  
い合わせください。

お問い合わせ先

秋田労働局 健康安全課

TEL 018-862-6683

